

環境省沖縄奄美自然環境事務所管内の

「希少種保護増殖等専門員」を募集します

1. 募集職種

希少種保護増殖等専門員（期間業務職員）

2. 募集人員及び勤務地

(1) 沖縄奄美自然環境事務所

募集人員：1名

勤務地：沖縄県那覇市樋川1-15-15

※上記勤務地の他、やんばる自然保護官事務所（やんばる野生生物保護センター）での勤務となる場合もある

(2) 西表自然保護官事務所（西表野生生物保護センター）

募集人員：1名

勤務地：沖縄県八重山郡竹富町字古見

3. 業務内容

業務内容及び要件

ア 業務

(1) 沖縄奄美自然環境事務所

- ・対象地区内の国内希少野生動植物種保護増殖事業（オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、イリオモテヤマネコ、ミヤコカナヘビ）及びその他の国内希少野生動植物種等保護に関する現地調査、データ収集・整理・解析、普及啓発、事業等の企画、立案、実施、補助及び傷病対応、死亡個体管理の実施等又はこれらに係る自然保護官事務所、関係機関、専門家等との連絡調整
- ・国内希少野生動植物種を含む対象地区的生態系保全のための外来生物防除に関する企画、立案、書類作成・整理、現地調査、データ収集・整理・解析、普及啓発等の実施又はこれらに係る管内事務所、関係機関、専門家等との連絡調整の補助等
- ・鳥インフルエンザ対策に関する業務
- ・傷病鳥獣の救護等に関する業務
- ・その他上記に関連する業務

(2) 西表自然保護官事務所（西表野生生物保護センター）

- ・国内希少野生動植物種（イリオモテヤマネコ）の保護増殖事業及びその他対象地区的野生生物保護に関する現地調査、データ収集・整理・解析、普及啓発、事業等の企画、立案、実施、補助及び傷病対応、死亡個体管理の実施等
- ・国内希少野生動植物種を含む対象地区的生態系保全のための外来生物防除に関する企画、立案、書類作成・整理、現地調査、データ収集・整理・解析、普及啓発等の実施又はこれらに係る管内事務所、関係機関、専門家等との連絡調整の補助等
- ・鳥インフルエンザ対策に関する業務
- ・傷病鳥獣の救護等に関する業務
- ・その他上記に関連する業務

イ 要件（共通）

- ・公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有する方
- ・フィールドワークの経験及び体力を有する方
- ・普通自動車運転免許を有する方（AT限定可）で、運転ができる方
服薬等の理由により、運転の制限を受けていないこと
- ・ワード、エクセル、パワーポイント等のパソコン技術を有する方
- ・デジタルカメラ編集ソフト、ArcGIS を含む GIS ソフトの操作が業務において支障なく行えれば尚可
- ・基本的な一般事務作業（文書・資料作成、連絡調整、電話応対等）が可能な方
- ・動物生態学、保全生物学又は関連分野に関する博士、または、同分野に関する学士又は修士で野生生物の保護に係る分野の調査等に関する3年以上の実務経験を有すること（修士課程で関連した調査等に従事した期間も含む。）
- ・上記に加え、獣医学に関する知識・経験を有することが望ましい
- ・対象区域内の現地調査等が可能であり、円滑に遂行できること
- ・業務を行うに際し、関係機関等との調整を円滑に遂行できること

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

（1）必要な経験等

3. に記載のとおり

（2）雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで※雇用開始日は応相談

- ・採用日から1月間は条件付採用期間とします。
- ・前年度勤務実績が優良の場合、1年の任期が連續2回まで更新できる場合があります。

（3）勤務日数

週5日勤務（土、日、祝祭日は休日）

業務の都合により、休日に勤務した場合には振り替えまたは代休を取ることができます。

なお、6ヶ月間規定日数以上の勤務を行うと10日の年次休暇が取得可能になります。

（4）勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分間

（休憩時間は正午から午後1時）

必要に応じて超過勤務あり。

（5）給与・手当等

日額11,530円（大学新卒・見込）～14,350円（上限見込）

（学歴・職歴等を考慮の上決定）

賞与、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、退職手当支給（当方規定による）

（6）加入保険等

雇用保険、内閣共済組合（短期組合員）、厚生年金保険

医療保険は共済組合（短期給付）に加入します。年金保険は、1日7時間45分以上勤務した日が18

日以上ある月が12月を超えた日から共済組合に加入しますが、それより前は厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）となります。

（7）その他

勤務地へ通勤可能な住宅については、ご自身で確保してください。

5. 応募方法

次の（1）～（3）を下記の申込先あてにメールで送付して下さい。

（1）履歴書

- ・件名は「**希少種保護増殖等専門員応募（沖縄奄美もしくは西表）：氏名**」としてください。
- ・応募・志望動機を記入して下さい。
- ・必要に応じて、資格、経歴等を別紙（A4判1枚以内目処）で添付しても構いません。
- ・連絡先の住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレスを明記してください。

（2）職務経歴書

必要に応じて、業務実績や自己PRを別紙（A4版2枚程度）で添付してかまいません。

（3）小論文

ア. 様式

横書きで1,200字以内

※パソコンによる作成可。原稿用紙による手書きの場合はA4版400字詰。

イ. テーマ

「希少種保護増殖等専門員としてどのような面で野生生物保護等業務へ貢献できるか」

業務内容と自らの活動経験等を踏まえて希少種保護増殖等専門員としてどのようなことに取り組み、貢献していきたいかについて記述してください。

（4）応募要件を証する書類

- ・資格免許証又は最終学位証明書の写し、もしくはこれに相当する証明書類の写し
- ・調査研究又は業務実績等を示す書類（執筆論文等）。

（5）ハローワーク紹介状

ハローワークを介さず、直接応募される方は省略できます。

〈申込先〉

沖縄奄美自然環境事務所総務課「希少種保護増殖等専門員公募係」

MAIL:**okinawa_kankyo@env.go.jp**

6. 応募期間

令和8年2月6日（金）17時まで

- ・メールで送付後、受領確認のため、お電話をください。
- ・応募期間後に到着したものは無効となります。
- ・選考は順次実施するため、期限前に受付を終了することがあります。

7. 選考方法

（1）一次選考：書面審査（履歴書等により書類審査を行います。）

- ・一次選考結果については合格者のみ、本人宛通知します。
- ・応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

（2）二次選考：面接

- ・一次選考後、選考通過者には電話にて面接日時、場所を連絡します。
- ・最終選考結果については、本人あて通知します。
- ・選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、ご了承ください。

（3）以下に該当する方は応募できませんので、ご了承下さい。

- ・日本の国籍を有しない者

- ・国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けているもの（心神耗弱を原因とするもの以外）

8. 問い合わせ先

沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階
沖縄奄美自然環境事務所総務課「希少種保護増殖等専門員公募係」

電話 098-836-6400
担当 迫越・渡邊